

岩手県告示第835号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成30年11月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 釜石市、上閉伊郡大槌町、宮古市及び下閉伊郡岩泉町
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年8月11日から平成31年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（車載写真レーザ測量による地形測量）